

# 一般財団法人ノジマ出る杭財団 ノジマ出る杭スカラシップ規程

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規程は、一般財団法人ノジマ出る杭財団（以下「本財団」という）定款第4条の規定に基づき、強い向上心を持ち、周囲に流されず自ら挑戦する「出る杭」である学生に対し、経済的支援と「実務型イノベーター」としての育成機会を提供することを目的とし、ノジマ出る杭スカラシップ（以下「本奨学金」という）の給付および貸与に関する事項を定める。

### 第2条 (奨学生の資格)

1. 本奨学金の対象となる者は、大学、短期大学、専門学校および大学院（修士課程）に在籍する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。
  - (1) 既存の枠組みに囚われず、自ら課題を発見し解決策を実行する「出る杭」たる志を持つ者。
  - (2) 株式会社ノジマの店舗等において、パートナー（アルバイト）として原則週10時間以上の実務に従事、または従事予定である者。
  - (3) 2026年4月時点で大学、短期大学、専門学校、大学院（修士課程）等に在籍する学生。
2. 前項の規定にかかわらず、2026年4月時点で卒業年次（大学院修士2年生、4年生大学4年生等）に達している者は、本奨学金の新規採用の対象外とする。

### 第3条 (支給対象学年)

前条第1項第3号に定める具体的な支給対象学年は、次の通りとする。

- (1) 4年制大学は、新1年生、新2年生、および新3年生とする（新4年生は対象外）。ただし、大学3年生で大学院試験合格者は、大学院試験の合格通知を提出することで、大学院（修士課程）在籍中の期間も奨学金の対象とする。
- (2) 6年制学部（医学、歯学、薬学、獣医学、および修士一貫性教育課程を含む）は、新1年生、新2年生、新3年生、新4年生、および新5年生とする（新6年生は対象外）。
- (3) 大学院（修士課程）は、新1年生とする。
- (4) 短期大学・専門学校は、卒業年次ではない学生とする（修業年限が2年の場合は新1年生のみ、3年の場合は新1年生および新2年生を対象とする）。

### 第4条 (給付・貸与期間)

1. 本奨学金の給付・貸与期間は、2026年4月から正規の学士課程修了月までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、在籍学部に限らず、本奨学金の累計支給期間は一律で最大 4 年間（48 ヶ月）を限度とする。
3. 大学院進学を含めて受給を希望する場合においても、前項の累計期間を限度とする。

## 第 2 章 奨学金の内容と金額

### 第 5 条（種類と金額）

1. 本奨学金は、以下の二階建て構成とする。
  - (1) 基本給付：月額 20,000 円。  
返還を要しない。
  - (2) 活動奨励金（貸与型）：月額 0 円～60,000 円。  
無利子とし、第 14 条から第 17 条の規定に基づき返還を要する。
2. 活動奨励金の額は、半期ごとの評価に基づき、実務成果と理念の実践度合いに応じて決定される。

### 第 6 条（他奨学金との併給）

本奨学金は、他の給付型・貸与型奨学金との併用を認める。ただし、公益財団法人野島財団の奨学金との併用はできないものとする。

## 第 3 章 奨学生の採用および選考

### 第 7 条（募集要項の公開）

本財団は、学生に広く応募の機会を開くため、募集要項を当法人の WEB サイトにて公開する。

### 第 8 条（選考方法）

本財団は、具体的な選考方法を当法人の WEB サイトにて公開し、これに基づき選考を行う。

### 第 9 条（決定通知）

奨学生は、選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。決定後、速やかに本人に通知する。

## 第 4 章 奨学金の交付

### 第 10 条（交付の方法および時期）

1. 本奨学金の交付は、原則として 1 か月ごとに毎月指定の口座へ振り込む方法により行う。

2. 初回振込（2026年7月末予定）については、2026年4月分から9月分までの計6か月分の基本給付分（月額2万円×6か月＝12万円）を一括して交付する。
3. 2026年10月分以降は、評価に基づき決定された基本給付分および活動奨励金（貸与分）を合算した金額を、毎月翌月末までに交付する。なお、前項の期間（4月～9月分）の活動奨励金についても2026年4月分から9月分までの6か月分の基本給付分を初回振り込み（2026年7月末予定）をするものとする。

## 第5章 奨学生の義務と資格の喪失

### 第11条（奨学生の義務）

1. 奨学生は、定期的に活動報告を提出し、求めに応じて面談を受けなければならない。
2. 奨学生は、住所、氏名、大学での身分に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

### 第12条（停止および打ち切り）

奨学生が次の各号に該当する場合は、給付・貸与を停止または打ち切る。

- （1）留年、休学、または長期にわたって欠席したとき（ただし、次条の特例を除く）。
- （2）実務評価が一定基準に連続して該当したとき。
- （3）退学、中退、停学、その他学生として適当でないと認められる行為があったとき。

### 第13条（再挑戦および留学・休学の特例）

1. 前条の規定にかかわらず、留年等があった場合でも、その後の志および実務成果が極めて高いと判断される場合は、再応募および受給の再開を認めることができる。
2. 奨学生が在学中に海外留学をする目的として1年以内の休学をする場合、以下の条件を充たすことを条件に基本給付（月額2万円）の継続を認める。
  - （1）休学期間が1年以内であること。
  - （2）帰国後、速やかにノジマでの実務を再開することを書面にて確約すること。
3. 休学期間中は活動奨励金（貸与型）の支給を中止する。
4. 帰国後に正当な理由なく第2項の確約を履行しない場合、本財団は休学期間中に支給した基本給付の全額または一部の返還を求めることができる。

## 第6章 返還および免除

### 第14条（返還の原則および開始時期）

1. 活動奨励金（貸与型）を受給した者は、本財団の指定する学校を卒業（または退学）した月の半年後から、無利子にて分割返還を行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、在籍中（大学院進学、留年等を含む）は、所定の手続きを行うことにより返還を猶予することができる（在学猶予）。この場合、返還の開始は最終的に学校を卒業（または退学・修了）した月の半年後からとする。

#### **第 15 条（支給停止・打ち切り時の取扱い）**

第 12 条に基づき支給が停止または打ち切られた場合であっても、当該学生が学校に在籍している期間内は前条第 2 項を準用し、返還を猶予する。返還の開始は、最終的に学校を卒業（または退学）した月の半年後からとする。

#### **第 16 条（返還方法）**

返還は、原則として月割による均等分割返還とする。ただし、経済的困難等やむを得ない事情がある場合は、代表理事が別に定めるところにより、返還の猶予を認めることがある。

#### **第 17 条（株式会社ノジマによる代理弁済および特例免除）**

1. 活動奨励金（貸与型）の返還義務を負う者が、卒業（大学院修了を含む）後直ちに株式会社ノジマに正社員として入社した場合、同社が実施する奨学金返還支援制度等を利用して、同社から本財団へ直接返還金の支払い（第三者弁済）を受けることができる。
2. 前項により株式会社ノジマから支払いがあった場合、その支払われた額に相当する範囲において、本人からの返還義務は消滅する。
3. 大学等の中退した場合であっても、代表理事が別途定める規定により、第 1 項と同様の返還免除（株式会社ノジマによる第三者弁済を通じた返還義務の消滅）を受けることができる。

## **第 7 章 雑則**

#### **第 18 条（届出義務）**

奨学生は、第 11 条第 2 項に定める事項のほか、返還期間中に住所、氏名、勤務先等に変更が生じた場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

#### **第 19 条（実施細則）**

この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

#### **附則**

この規程は、2026 年 2 月 27 日より施行する。

この規程の改正は、2026 年 4 月 15 日より施行する。